

事務連絡  
令和4年7月26日

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課  
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室  
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

本事務連絡を受けた改正版の制度要綱は、別途通知します。また、都道府県におかれましては、貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

### 記

#### 1. 検査促進枠の交付対象経費の改定について

実施事業者が実施する検査等費用については、令和4年6月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更等について」において、検査キット原価以外の部分も含め、更なる見直しを行う予定としていたところです。これに基づき、令和4年8月1日（これにより難しい場合は、同年9月1日までの都道府県が定める日）以降、1回当たりの検査キット原価及びその他実施事業者において生じる各種経費等は、以下に定める額とします。

(1回当たりの検査キット原価(PCR検査等の場合検査費用・送料等を含む))

PCR検査等

・・・実施事業者の仕入額

(1日当たりの総検査回数(PCR検査等と抗原定性検査の合計。以下同じ。)が50回以下の場合 同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総検査回数ベース)を乗じて得た数以下の回数については、上限7,000円(税込))

(1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合 同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総

検査回数ベース) を乗じて得た数を超える回数については、上限 5,000 円 (税込))

(1 日当たりの総検査回数が 100 回を超える場合 同日の総検査回数に占める PCR 検査等の回数の割合に 100 回 (総検査回数ベース) を乗じて得た数を超える回数については、上限 3,000 円 (税込))

上記の基準による支給額の算定に当たっては、1 日当たりの総検査回数・PCR 検査等の回数及び基準値 (50 回又は 100 回) については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。なお、実施事業者が申告する仕入単価は仕入先ごとに単一とする。

#### 抗原定性検査

・・・実施事業者の仕入額 (上限 1,500 円 (税込))

(その他実施事業者において生じる各種経費等)

#### PCR 検査等及び抗原定性検査

・・・都道府県が定める金額

(1 日当たりの総検査回数が 50 回以下の場合 上限 2,500 円 (税込))

(1 日当たりの総検査回数が 50 回を超え、かつ、100 回以下の場合 同日の総検査回数が 50 回を超える回数については、上限 1,800 円 (税込))

(1 日当たりの総検査回数が 100 回を超える場合 同日の総検査回数が 100 回を超える回数については、上限 1,100 円 (税込))

上記の基準による各種経費等に係る支給額の算定に当たっては、1 日当たりの総検査回数及び基準値 (50 回又は 100 回) については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。

## 2. 交付対象経費の改定に伴う検査促進計画の協議について

1 回当たりの検査キット原価及びその他実施事業者において生じる各種経費等の変更等に伴い、検査促進計画を改めて提出するようお願いします。これに伴い、検査促進計画様式を別紙 1 のとおり改正いたします。

### <関係資料一覧>

別紙 1 特措法担当大臣との協議における提出様式 (検査促進計画)

**【照会先】**

- (1) 検査促進枠について  
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室  
企画調整担当 徳永・石本・高木・西村・塚本・栃木  
大澤・東浦・林・大村  
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般について  
内閣府地方創生推進室  
臨時交付金担当 畑・中山・仙田・寺田・窪田・中村  
反町・上坂  
直通 03 (5501) 1752